

(9) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成26年 8 月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(困難折衝等業務手当) 第3条 困難折衝等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。 （1） 略	(困難折衝等業務手当) 第3条 困難折衝等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。 （1） 略

(2) 職員が次に掲げる規定その他の福祉に関する法令の規定に基づき、援護、育成、更生その他の措置を要する者を訪問し、接見して行う心身に著しい負担を与える指導、相談又は調査その他これらに準ずると人事委員会が認める業務（次号及び第5号に掲げる業務を除く。）に従事したとき。

ア・イ 略

ウ 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第3項

エ 略

(3) 略

(4) 職員が次に掲げる法令の規定に基づき、勤務公署以外の場所において、正規の勤務時間以外の時間に、その所持する公用の携帯電話端末その他の使用場所を特定しない通信機器を用いて行う心身に著しい負担を与える相談又は通報への対応その他これらに準ずると人事委員会が認める業務に従事したとき。

ア 略

イ 売春防止法第34条第3項第1号

ウ 略

(5)・(6) 略

2 略

(2) 職員が次に掲げる規定その他の福祉に関する法令の規定に基づき、援護、育成、更生その他の措置を要する者を訪問し、接見して行う心身に著しい負担を与える指導、相談又は調査その他これらに準ずると人事委員会が認める業務（次号及び第5号に掲げる業務を除く。）に従事したとき。

ア・イ 略

ウ 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第2項

エ 略

(3) 略

(4) 職員が次に掲げる法令の規定に基づき、勤務公署以外の場所において、その所持する公用の携帯電話端末その他の使用場所を特定しない通信機器を用いて正規の勤務時間以外の時間に行う心身に著しい負担を与える相談又は通報への対応その他これらに準ずると人事委員会が認める業務に従事したとき。

ア 略

イ 売春防止法第34条第2項第1号

ウ 略

(5)・(6) 略

2 略

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。